

## 審議票（２－３）

令和４年７月１１日

### 議題：個人情報の取扱いの制限②（利用及び提供の制限、提供先に対する措置要求）

関係規定	現行条例		改正法
	第８条、第８条の２		第６３条、第６９条、第７０条～第７３条
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・審議会等の意見聴取手続など	・利用及び提供の制限など	・不適正な利用の禁止 ・外国にある第三者への提供の制限など
施行条例への規定の可否	・法の規律を超えての利用及び提供の制限は規定できないと考えられる。		

#### 〈項目と論点〉

##### １ 目的外利用・提供の制限

「相当の理由」や「特別の理由」に係る判断の妥当性の担保

行政機関等の内部での目的外利用や他の行政機関等への目的外提供は、行政機関等が「法令の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で利用」し、かつ、利用することに「相当な理由」があるときに限られる。

##### ２ 審議会等の役割

現行の意見聴取手続に代わる審議会等の関与が考えられるか。

##### ３ 提供先への措置要求

現行条例にない内容（「外国にある第三者への提供」「個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求」「仮名加工情報の取扱いに係る義務」）が規定されること。

#### 〈考え方（案）〉

##### １ 目的外利用・提供の制限 ２ 審議会等の役割

① 個人情報保護委員会が作成するガイドライン等に示される「相当の理由」と「特別の理由」の考え方や具体例を庁内で共有した上で、判断に迷う事案について同委員会に助言を求める体制を整えておく必要があると考えられる。

② 目的外利用や提供について、類型的に審議会等の意見聴取手続を制限解除の要件とすることはできないとしても、定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合に当該細則の案について審議会等に諮問することや、一定の事案（例えば、「相当の理由」や「特別の理由」があると判断したもの）を事後的に審議会等に報告するという仕組みを、団体内部の手続として施行条例に規定することはできるのではないか。

##### ３ 提供先への措置要求

新たな概念を含む規定については、趣旨等を庁内にしっかり周知する必要がある。

## まとめ（主な意見等）

### 〈「1 目的外利用・提供の制限」「2 審議会等の役割」について〉

改正法第69条第2項第2号及び第3号の「相当な理由があるとき」にどのような場合が当たるかについては、委員会に問合せが可能であり、事例の集積を待つことになる。当審査会から「相当な理由があるとき」に当たるかについて答申を得ることは許されていないと考える。

### 〈全体について〉

施行条例に特に規定を置く必要はないと考える。